

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会条例

平成 25 年 3 月 28 日
条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。次条において「法」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項について市長に意見を述べる。

- (1) 法第 26 条第 1 項に規定する中期計画の作成又は変更に係る認可
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員等の任命)

第 4 条 委員は、法人の経営又は医療に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任

命する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任規定)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。